

第 5 7 号議案

東大和市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市組織条例の一部を改正する条例

東大和市組織条例（昭和54年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「企画財政部」を「政策経営部」に改める。

第2条の表企画財政部の項中「企画財政部」を「政策経営部」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）政策的な課題に関すること。

第2条の表総務部の項第2号から第5号までを次のように改める。

（2）議会、文書及び法規に関すること。

（3）用地及び財産に関すること。

（4）建設及び営繕に関すること。

（5）契約及び検査に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（東大和市総合計画審議会条例の一部改正）

2 東大和市総合計画審議会条例（昭和46年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条中「企画財政部」を「政策経営部」に改める。

（東大和市行政改革推進委員会条例の一部改正）

3 東大和市行政改革推進委員会条例（平成7年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条中「企画財政部」を「政策経営部」に改める。